



平成22年4月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成21年(ネ)第2141号 技術指導料等請求控訴事件

(原審・大阪地方裁判所平成20年(ウ)第4712号)

(口頭弁論終結日 平成21年12月15日)

判 決

横浜市港南区港南台4丁目17番24号

控訴人(原告)	有限会社浦上技術研究所
代表者代表取締役	浦上 不可止
訴訟代理人弁護士	阪口 徳雄
	前川 拓郎

東京都港区芝4丁目5番11号

被控訴人(被告)	株式会社安川メカトレック
代表者代表取締役	益 淵 肇
訴訟代理人弁護士	渡 辺 法 之

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は控訴人に対し、185万7000円及びこれに対する平成19年10月28日から支払済みまで年6分の割合による金銭を支払え。
- 3 控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は第1, 2審を通じて5分の3を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決第2項は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は控訴人に対し、462万5250円及びこれに対する平成19年10月28日から支払済みまで年6分の割合による金銭を支払え。
- 3 前項につき仮執行宣言

## 第2 事案の概要

控訴人は、被控訴人との間で、控訴人が「吸着自走式超高压ウォータージェットロボット」及び「吸着自走式塗装ロボット」(本件ロボット)の設計・製作に必要な技術指導をする旨の契約(本件契約)を締結し、これに基づいて技術指導をしたとして、被控訴人に対し、技術指導料及び経費(旅費・宿泊費)を請求する。

被控訴人は、第三者(株)西部川崎。以下「西部川崎」という。)が控訴人に技術指導料を支払うという合意があったと主張して、控訴人被控訴人間での本件契約成立を否認するとともに、技術指導料算定の基礎となる本件ロボット販売価格を争うなどし、予備的に、控訴人に対する不当利得返還請求権との相殺を主張する。

原判決は控訴人の請求を棄却した。

当事者の主張は原判決「事実」第2のとおりである。ただし、原判決3頁11行目の「462万5250円」の次に「(本件ロボット販売価格の10%に当たる215万7000円と出張指導料416万円のうち246万8250円との合計)」を加え、以下のとおり当審における当事者の主張を付加する。

### 1 当審における控訴人の主張

控訴人被控訴人間で、甲1の3のとおりの特許・ノウハウ料の支払合意があった(乙2, 証人井福)。

これに対し、控訴人が、被控訴人ではなく西部川崎から技術指導料の支払を受けることを承諾した事実はなく、被控訴人と西部川崎との間で交付された見積書もその証明にはならない。

また、乙13（控訴人代表者から被控訴人担当者井福へのメール）に「自費にて40日以上も袖ヶ浦に滞在し（中略）この分は西部川崎殿へ請求したいと思っております」とあるのは、40日を超える部分の日当を西部川崎に請求するという趣旨であり、被控訴人が技術指導料を支払わない理由にはならない。

## 2 当審における被控訴人の主張

控訴人の技術指導料（販売価格の10%）は被控訴人が西部川崎から受注することにより確定し、控訴人・被控訴人間の合意は、その後見積書・注文書等を交わした上で成立するのであり、甲1の3作成時点では成立していない。

乙13は、袖ヶ浦の滞在費用と横浜・諫早間の旅費等は西部川崎に請求する趣旨と解される。また、控訴人の袖ヶ浦での作業は、その主張によっても、平成20年1月17日までの32日間にすぎない。

## 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人の請求を一部認容すべきと判断する。その理由は以下のとおりである。

1 請求原因(1)（当事者）、同(3)（技術指導実施）の事実は争いがない。

2 請求原因(2)（本件契約締結）については、次のとおり認定することができる。

(1) 甲1の3、甲7の2、乙2、証人榎田、同井福及び控訴人代表者本人によれば、以下の事実が認められる。

ア 控訴人、被控訴人及び安川エンジニアリング(株)（以下「安川エンジニアリング」という。）は、平成19年8月23日ころ以降、東京電力(株)が発注する同社袖ヶ浦発電所LNGタンクの塗装剥離及び塗装工事（本件工事）のため、本件ロボットを製作することについて協議し、同月28日、西部川崎が被控訴人から本件ロボットを購入して本件工事を実施することを決定した。

イ 控訴人代表者は、被控訴人担当者の井福の求めにより、平成19年9月3日、本件ロボットの「特許・ノウハウ料（Pr）は工場出荷価格（P1）の10%とす

る。』、「(注記) 2. 上記の特許・ノウハウ料 (Pr) には、個別のプロジェクト毎に発生する、新規設計料、技術コンサル料及びそれらに関する経費は含まれていない。」などと記載したメール (甲7の1, 2) を井福に送った。

被控訴人は、同月6日、西部川崎に、「機械製作費」合計2200万円、「特許ノウハウ料 (有限会社浦上技術研究所)」220万円、「営業所経費及び輸送費」、「スタンバイ予備機」などを計上した本件ロボットの見積書 (乙2) を提出した。

ウ 控訴人代表者、井福、安川エンジニアリング担当者らは、平成19年9月7日、安川エンジニアリングの事務所で、本件ロボットの製作に関して打ち合わせ、控訴人代表者は、①被控訴人及び安川エンジニアリングが本件ロボットを設計・製作して西部川崎に納入する、②控訴人は、被控訴人、安川エンジニアリング、西部川崎、鈴木塗装工務店及び大和エンジニアリングに技術指導をする、③控訴人の技術指導費用は被控訴人及び安川エンジニアリングが支払い、西部川崎、鈴木塗装工務店及び大和エンジニアリングは支払わないと説明し、井福は、この説明に基づいてホワイトボード上に要約し、これを印刷したもの (甲1の3) を控訴人代表者に渡した。

(2) (1)の事実及び上記技術指導実施の事実によれば、遅くとも(1)ウの打合せで、控訴人主張の契約が成立したと認められる。

乙11及び同井福には契約の成立を否定する趣旨の記載・供述があるが、平成19年9月初旬に控訴人・被控訴人間で技術指導に関する協議が持たれ、指導料支払についても話し合われたこと自体は争いがないのに、弁論の全趣旨によれば、技術指導に係る契約書が別途作成されたことはないし、乙2、乙3及び証人井福によれば、被控訴人も控訴人に技術指導料を支払う意思であったと認められるから、上記記載・供述は採用できない。

被控訴人は、控訴人の技術指導料は西部川崎が支払う旨合意が成立した旨主張するところ、これが請求原因(2)の契約成立に対する積極否認か、請求原因(2)の契約を変更した旨の抗弁かはさておき、反証の限度においても、このような合意が控訴人

被控訴人間で成立したと認めるべき証拠はない。乙11, 乙12, 証人榎田及び証人井福には, 控訴人代表者が被控訴人からは技術指導料を支わないことに同意した旨の記載・供述があるが, 同意を否定する控訴人代表者本人尋問及び被控訴人に技術指導料の支払義務があるとする控訴人代表者の平成19年12月20日付けメール(乙13)に加え, 上記のとおり控訴人が技術指導を実施したにもかかわらず, 西部川崎と控訴人との間で技術指導料に関する合意が成立し, あるいはこれに関する協議が持たれたことはないと認められること(控訴人代表者本人, 弁論の全趣旨)に照らし, 採用できない。乙3ないし6の見積書や注文書は被控訴人と西部川崎との間で交わされたものであり, これらの記載をもって控訴人被控訴人間の合意内容を裏付けることはできない。また, 技術指導料の額が販売価格の10%と割合で定められていて, 合意の時点で確定していないことは, 合意の成否を左右しない。

3 本件契約に基づく技術指導料の額(請求原因(4))は185万7000円と認められる。すなわち, 上記認定事実に加え, 甲7の2及び控訴人代表者によれば, 本件契約に定める技術指導料は本件ロボットの工場出荷価格の10%であることが, そして, 乙6及び弁論の全趣旨によれば, 西部川崎と被控訴人との本件ロボット売買では, 機器製作費が1717万円, 営業諸経費及び輸送費が300万円, 完成図書が140万円と定められたことが認められるところ, 「工場出荷価格」には機器製作費及びこれと一体とである完成図書代金が含まれるが(合計1857万円), 営業諸経費及び輸送費は除外されると解するのが相当であるから, 技術指導料は前者の10%である185万7000円となる。

4 控訴人は, 上記3の工場出荷価格の10%以外に, 技術指導のための出張経費も本件契約の対価であるとしてこれを請求する(請求原因(5), (6))。そして, その裏付けとして, 前記甲7の2のメールにある個別のプロジェクトの都度出張, 指導等が必要であると主張する。

しかし, 甲7の2及び上記2(1)の経緯によれば, 別途の技術コンサル料等を要するとされる「個別のプロジェクト」とは, 本件ロボットを本件工事以外の工事に使

用する場合の技術指導を指すと解するのが相当である。控訴人代表者本人尋問には、手直しや試運転の経費を含む旨の供述があるが、これらの付随的な作業をもって「個別のプロジェクト」と表現したものと解するのは文言にそぐわず、採用できない。そして、同尋問によれば、上記出張は、本件ロボットを製作する安川エンジニアリング（福岡県中間市）及び試運転をする西部川崎（長崎県諫早市）の各工場への上出張であり、本件ロボット製作自体のための技術指導であったと解されるから、上記「個別のプロジェクト」には当たらず、追加の技術指導料の対象にはならない。そうすると、上記出張に対応する技術指導料及び出張費用を、上記3の技術指導料と別に請求することはできない。乙13（控訴人代表者からの井福宛平成19年12月20日付メール）の「私は自費にて40日以上も袖ヶ浦に滞在し、また横浜～諫早間をこれも自費にて何度も往復しておりますが、この分は西部川崎へ請求したいと思っております。」という記載も、出張費用を被控訴人が負担する旨の明確な約定がなかったことを示唆する。

#### 5 抗弁（相殺）について

被控訴人が、平成19年10月2日、グリット回収機改良型デモ機設計技術指導に関し、控訴人に105万円を支払ったことは争いがない。被控訴人は、①上記支払は前渡金の趣旨であったが、控訴人被控訴人間の信頼関係破壊により技術指導契約締結の可能性がなくなった、②技術指導契約に基づく技術指導料であるとしても、控訴人は半年以上技術指導をせず、本件訴訟を提起したため、信頼関係が失われ、被控訴人はこれを理由に、平成20年12月22日、同契約を解除した、として、法律上の原因が失われたと主張し、乙12及び証人井福には被控訴人の主張に沿う記載・供述がある。

しかし、乙9、10（請求書、支払データ明細一覧）には前渡金であることを示す記載はなく、上記支払後グリット回収機改良型の技術指導契約締結に向けた交渉が持たれたことも窺われず、また、本件ロボットについては前渡金の支払や要求はなかったと認められること（弁論の全趣旨）に照らし、前渡金であることを前提と

する主張は理由がない。

まず、この105万円の支払までには、控訴人においては、グリット回収機のデモンストレーションのため出張したり韓国への見学会開催を斡旋したりしたこと（証人井福、控訴人代表者本人）が認められるから、支払についての何らかの原因があったものと一応考えられる。これに反し、グリット回収機の改良について具体的な打合せがあったとは認められないことに合わせ、前記のように支払までに控訴人が出張したり斡旋したりした事実があったことなどに照らすと、上記支払が、技術指導契約に基づく将来の技術指導料の趣旨であるとも認めがたい（証人井福の供述でも、上記支払の趣旨は必ずしも明確でない。）。したがって、上記支払に法律上の原因が失われたとは認められない。

そうすると、被控訴人の抗弁は理由がない。

#### 第4 結論

よって、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 塩 月 秀 平

裁判官 久 保 田 浩 史

裁判官 片 岡 早 苗

これは正本である

平成22年4月28日

大阪高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 田 中

